

# みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2002/08/20 Vol. 106 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX  
45-8362

E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

## 印西市議会/平成 14 年第 2 回定例会報告 ( 7 )

いつもお世話になっております。印西市議会(6月定例会)は、21日(金曜日)で閉会しました。今回は、6月議会最後のご報告とさせていただきます。この紙面では、私の一般質問と市当局の回答を中心に、ご報告をさせていただきます。

6/7(金曜日)に、代表質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

### 2.自治体戦略経営の推進について

印西市では分権型社会の到来を迎え、自立した戦略的な政策を推進する自治体になることが可能なのか。

(1)民間活力の導入について、どのような施策をもっているのか。

(あ) 市業務等の民間委託、民間移転の推進は行われているのか。

(い) NPOの参入は推進されているのか

(回答/市長)地方分権一括法が施行(平成12年4月1日施行)され、地方公共団体においては、自己決定・自己責任のもとで魅力ある自治体を目指し、地域における行政を自主的にかつ総合的に実施することが求められております。このまちづくりの道すじとして、市民と行政そして企業などの民間活力を導入し、それぞれが対等の立場で語り合い共働して進めて行くべきだと考えております。民間活力の導入につきましては、行政のスリム化を図るうえでも非常に重要な柱となってくるものと認識いたしておりますが、現在実施いたしております民間委託、民間移転で質問の趣旨に沿ったものをあげてみますとコミュニティセンター・地域福祉センターなど地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の管理委託、給食センターの給食事業の民間委託、道路・街路樹管理の民間委託、シルバー人材センターなどへの業務委託、イベントなどへの民間活力の導入、どんぐり保育園など民間保育園の積極的活用、幼稚園の民営化方針などでございます。

また、NPOの参入は推進されているか、とのご質問でございますが、現在のところ市のNPOの育成支援策といたしましては、市民活動団体の事業活動に対する補助金交付要綱などにより行っているところです。今後は、先程申し上げましたとおり、これからのまちづくりは、市民と行政そして企業・NPOなどの民間活力を導入し、協働して進めていくべきだと考えております。それには、まず市民参加を促進するための市民の主体的な参加を保障する為のルールを定める必要があると考えます。例えば、政策形成過程での市民参加のあり方、各種審議会等における市民参加のあり方、NPO等に対する業務委託のガイドラインなどまちづくりにおける民間活力導入のありかたなどでございますが、これらにつきまして、市民のお声を集約できる「場」を設定し、市民との意見交換や庁内プロジェクトにより検討して参りたいと考えております。

(ぐんじとしのりより)今回、自治体戦略経営という堅苦しいタイトルでの質問にしましたが、これからはいかにこの印西市が他の市と比べ暮らしやすいか、行政運営に競争原理を導入する必要があるのではないかと考えた末の質問です。企業はいま、いかに市場を創造し、攻略し、支配するかが大きなテーマになっています。人も企業も将来に何が待ちうけるのかをあれこれ考えます。未来には変化があるだけでなく、そのスピードは一層加速

していきます。このような流れのなかで、印西市は将来どのような姿を描いていきますか？印西市が描く将来ビジョンはどのようなものでしょうか？  
今、市町村合併が市政においてテーマとなっていますが、印西市はどのように変わるかといったビジョンを聞いたことがありません。このままの印西市でよいのでしょうか？  
今後、みなさまとあるべき印西市の将来を考えて参りたいと思います。

### 「住基ネット」(「住民基本台帳ネットワーク」)に思う。

8月5日(月曜日)から、印西市でも住基ネットが稼働し始めました。このシステムは、ご存知の通り、全国の市区町村や国、都道府県の役所にあるコンピューターを専用の回線で結んで、居住者の名前や生年月日、男女の別、住所の4種類をネットワーク上でやり取りしようとするものです。(住民基本台帳には、ひとり13種類の個人情報が記載されています。)1999年住民基本台帳法が改正されたとき、全く話題にもなりませんでした。2000年3月議会にて、印西市の考え方を当時、私が数項目にわたり質問しておりますので、ここに再掲いたします。(詳細は、この紙面 Vol. 31 / 2000/04/17 発行にてご報告しております。)\* 今回は紙面の都合で一部のみ再掲します。

## 2000/03 まちづくり研究会 代表質問内容

### 1) 住民基本台帳法改正と個人情報保護条例

(1) 住民基本台帳には住所、氏名、性別、生年月日の4情報など住民票に記載された情報が記載されていると思いますが、今回の住基法改正(99/8)により、子供を含むすべての国民の住民票に11桁の番号が付けられ、住所・氏名・生年月日・性別の4情報が全国の自治体をつなぐコンピュータ網に載せられ、公益法人の全国センターが管理することになります。当面は恩給や共済年金支給など92事務の本人確認などに使われますが、11桁の番号は運転免許証、パスポート、基礎年金などを統合した統一個人コードとなる「国民総背番号」化を狙っています。また市区町村は、住民の申請で4情報を記録したICカード(住民基本台帳カード)を発行しますが、このICカードは8000文字分の情報を記憶でき、4情報に限らない情報管理への拡大が予定されています。

同時に、コンピュータによる情報管理や情報のやりとりは必ず情報流出を生み出す可能性を有するものであり、プライバシー権を技術的に保護しうる方策はありません。改定法付則として「個人情報の保護に万全を期す」ために「所要の措置を講じる」ことが書き加えられ、この措置を前提に法の施行となりますが、これによってもプライバシー権の保護は担保されません。また、これまで自治体が担ってきた住民の居住関係把握の実質が国家へ移行し、自治体はその事務機関へ変化するという、自治体再編制=強力な国家づくりにも通じていると思います。国家・自治体によるこのような個人情報の一元的管理は、個人のプライバシー権を侵害するものではないでしょうか。その目的は、主権者たる一人ひとりの国民を国家権力が直接に管理・監視することになるのではないのでしょうか。

また、そもそもこの住民基本台帳の仕組みのなかで、一定の個人情報を台帳に記録すること自体がプライバシーの権利を侵害することにならないか問題があると思います。現在、住基法11条により住民票に記載された情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別に関しては誰でもがその部分の写しの閲覧を請求することができるとなっているが、印西市として

住民基本台帳の第三者による閲覧目的 及び その実績 そして不当な目的であると判断し、請求を拒否した例を提示して下さい。

(回答/市長) 閲覧目的の多くは、「各種アンケート調査」や「市場調査対象者の抽出」、また、「ダイレクトメールや案内書の送付」、「就園児童のリストアップ」や「生徒募集」等のためであり、年間平均で見ますと、ここ数年、毎年70件程度の閲覧状況となっております。尚、住民基本台帳法第11条第4項に基づく閲覧拒否のケースでございますが、閲覧者申請の際には、明らかな不当な目的に使用すると判断されるような内容は書かれていません。従って、最近の事例では閲覧の拒否をした事例はございません。(2000/03 当時)

いつもありがとうございます。市政全般へのご質問はお気軽にどうぞ。 ぐんじとしのり